

平成28年度8月22日

中部地方整備局

高山国道事務所

【解禁】8月25日 16時～

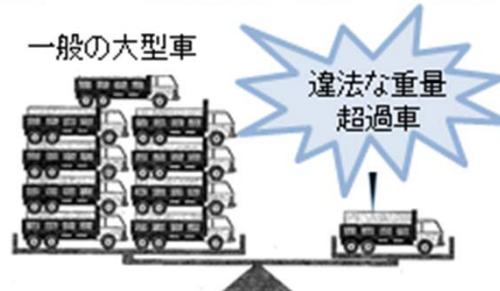
特殊車両の取締を実施

～重量超過車両の通行による著しいダメージから道路を守ります～

高山国道事務所では、道路の保全と交通の危険防止を図るため、岐阜県警察の協力のもと、8月25日に特殊車両通行許可違反の車両に対する指導・取締りを飛騨市神岡町船津において行います。

1. 【概要】「特殊車両」とは、大きさや重量の一般的制限値を超える車両をいいます。
特殊車両は、道路管理者がやむを得ないと認めるときに限り、道路の構造を守り交通の危険を防ぐため、通行に必要な条件（通行経路、走行時間帯、誘導車の配置、徐行など）を付してその通行を許可しています。
無許可及び許可条件に違反する特殊車両（特に重量超過車両）の通行は、舗装、橋梁等の道路構造物の劣化を早めます。
また、特殊車両による交通事故は交通に多大な影響を及ぼします。

2トンの違反で9倍の影響に



重量制限超過は国民の財産である道路に負担をかけています

2. 【実施日時及び場所】 平成28年8月25日(木)14:00～16:00（予備日 8月30日(火)同時間）
飛騨市神岡町船津【船津パーキング】（別添 実施場所案内図参照）
3. 【解禁】取締終了後
4. 【配布先】高山記者クラブ
5. 【お問い合わせ先】 国土交通省 中部地方整備局 高山国道事務所
副所長（管理） 山腰 隆信（やまこし たかのぶ）
管理第一課 専門職 中谷 裕也（なかだに ひろや）

TEL 0577-36-3823（管理第一課直通）

FAX 0577-36-3841（ " " ）

道路の異状を発見したら…
道路緊急ダイヤル **#9910**
（通話料無料・24時間受付）

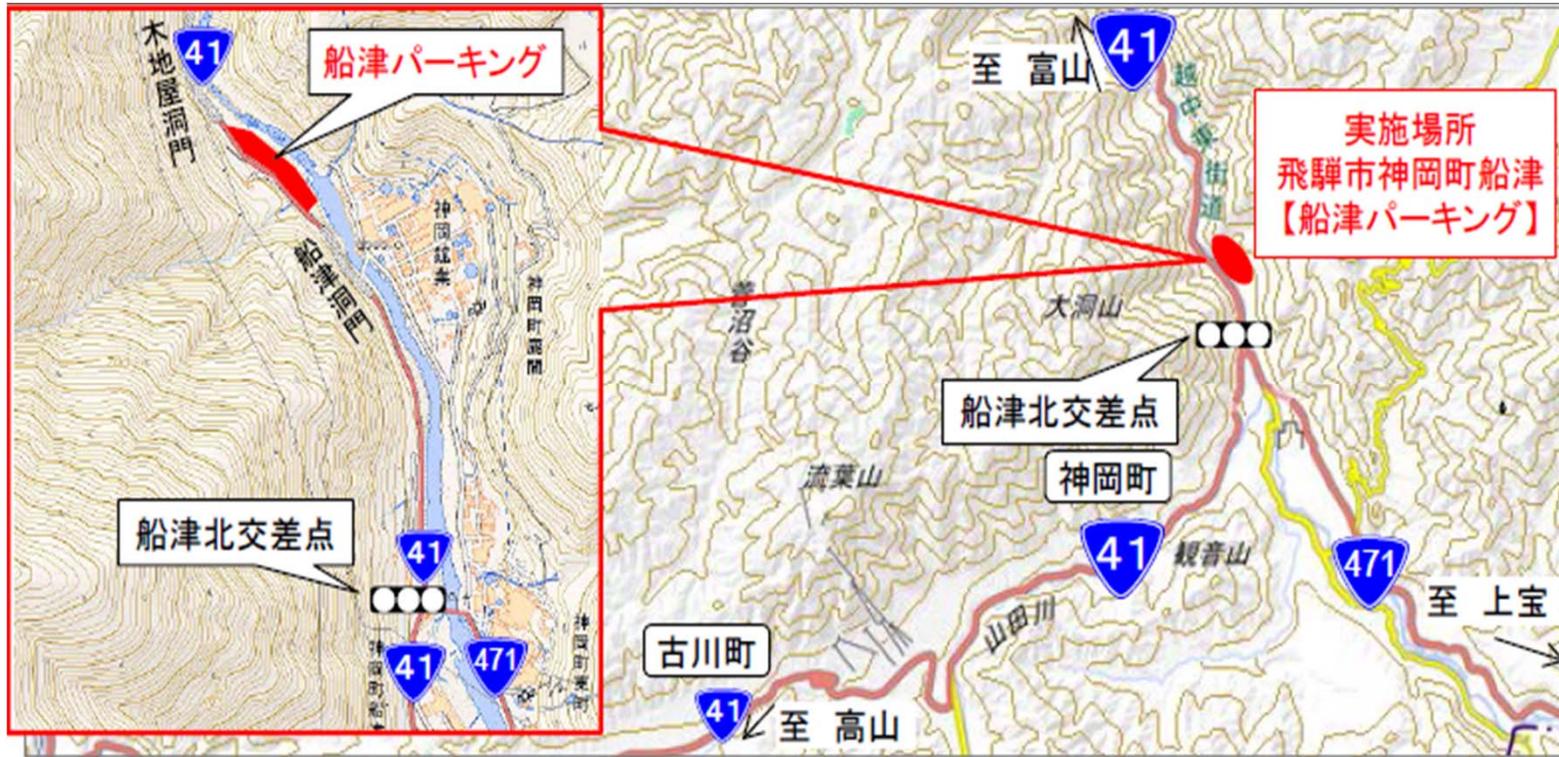


道路情報の入手に便利です。ご利用ください

パソコン <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/>スマホ・携帯 <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/mobile/>

実施場所 案内図

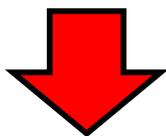
8月25日(木) (予備日 8月30日(火))
14:00~16:00



取締内容

特殊車両をパーキングに引き込み、違反車両に対して指導・取締り、通行許可制度の普及啓発を行います。

- ・特殊車両許可証の有無及び携帯の確認
- ・許可内容や許可状況の確認
- ・車両の計測(重さ、高さ、長さ、幅)



違反車両があった場合は、違反内容に応じて、措置命令や警告の措置を行います。



特殊車両とは？

車両の構造、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」と言います。こうした車両が道路を通行する際には特殊車両通行許可が必要になります。

車両の諸元	道路の構造による限度
長さ	走行(連結・積載)状態で12m
幅	積載状態で2.5m
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大10t



高度経済成長期に作られた橋は、建造後50年近くを経過して老朽化が進行しており、当事務所管内の国道41号も、橋梁の多くが竣工後50年近くを経過し老朽化が進行しています。

重量違反車両が橋梁や舗装に与える影響は大きく、その蓄積によって損傷・劣化の進行が懸念されたり、車の制動能力低下や荷崩れなどが発生し大事故に繋がる危険性もあります。

生活や産業を支える重要な社会インフラである道路を、国民の皆様により長く、安全に使用していただくため、長寿命化対策として行われている橋梁の補修・補強と同時に、重量違反車両に対する指導・取締を強化し、道路の破損、交通事故を防止する対策を行っております。

道路の異状を発見したら… **#9910**
道路緊急ダイヤル (通話料無料・24時間受付)



道路情報の入手に便利です。ご利用ください

パソコン <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/>

スマホ・携帯 <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/mobile/>



特殊車両の種類

車両の形態を示したものであり、必要な軸数、軸巨などは運搬する車両によって異なります。主に①車両の構造、②輸送する貨物の2つの特殊性に分けられます。

①車両の構造が特殊

■特例5車種(車両の構造が特殊)

- ①バン型セミトレーラ
- ②タンク型セミトレーラ
- ③幌枠型セミトレーラ
- ④コンテナ用セミトレーラ
- ⑤自動車運搬用セミトレーラ
- ⑥フルトレーラ

■追加3車種(車両の構造が特殊)
貨物の落下を防止するために十分な強度のあおりなどや固縛装置を有していなければいけません。

- ①あおり型セミトレーラ
鳥居、中柱、あおり
- ②スタクション型セミトレーラ
鳥居又は前立て、スタクション
- ③船底型セミトレーラ
鳥居又は前立て

■単車(車両の構造が特殊)
トラック・クレーン

クレーン車検証に記載された重量で走行しなければなりません
※一次分解が必要になる場合があります

②輸送する貨物が特殊

- 海上コンテナ用セミトレーラ
海上コンテナを運搬
- 重量物運搬用セミトレーラ
建設機械、大型発電機などを運搬
- ポールトレーラ
橋桁、電柱などを運搬

道路の異状を発見したら…
道路緊急ダイヤル **#9910**
(通話料無料・24時間受付)

道路情報の入手に便利です。ご活用ください

パソコン <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/>
スマホ・携帯 <http://www.cbr.mlit.go.jp/takayama/hidamichi/mobile/>